オーガニック・エコ農と食のネットワーク　運営要領

平成 30 年 9 月 26 日　制定

第１　総則

オーガニック・エコ農と食のネットワーク（以下「本会」という。）の運営にあたっては、オーガニック・エコ農と食のネットワーク　規約（平成 28 年 7 月 16 日制定）（以下「規約」という。）に定めるもののほか、規約第 13 条に基づき、この要領に定めるところによるものとする。

第２　幹事会

１　規約第７条５項（１）から（６）に掲げる事項について、幹事会が協議し、決定するためには、幹事会に出席した役員の３分の２以上が当該事項について賛同していなければならない。

２　規約第７条第５項に基づく、プロジェクトの実施状況報告は、最低でも３回の幹事会のうち１回は実施することとする。

３　第２の２に定める事項が厳守されない場合、幹事会は規約第８条９項に基づき、プロジェクトの改廃を提案する。

第３　プロジェクト

１　規約第８条３項の規定に基づく基本計画書は様式第１号とする。なお、様式第１の提出と併せて、プロジェクトの内容がわかる資料も提出することとする。

２　規約第７条５項の規定に基づき幹事会がプロジェクトの設置を協議するにあたっては、幹事会は最初の書類審査者を１人以上選任することとする。この際、プロジェクトの提案者と書類審査者の利害関係に十分注意することとする。

３　書類審査者は、当該プロジェクトの基本計画の内容が規約第２条に定める本会の目的に合致しているかどうかを審査する。なお、書類審査者は必要に応じて、提案者に質問書を送ることができる。

４　書類審査者は、審査結果を様式第２号に記載し、幹事会に提出する。

５　幹事会は、第３の４により提出された審査結果を審議し、異論がなければ規約第８条５項に基づき、プロジェクトの設置の承認を決定する。

第４　事務局

１　事務局から会員への連絡は、原則としてメールによるものとし、長期間連絡が取れない会員にあっては、規約第７条５項に基づきその取り扱いについて幹事会で協議することとする。

第５　入会手続き等

１　規約第 10 条１項で定める「登録申請書」は、個人の場合は様式第３−１号、団体の場合は様式第３−２号とする。なお、同様の手続きは農林水産省のホームページからも実施できるものとする。

２　規約第 10 条２項に定める「退会届」は、個人の場合は様式第４−１号、団体の

場合は様式第４−２号とする。なお、退会届の提出は紙面によるものとする。